

第1章 安全管理方針

安全管理マニュアル	文書番号	Z-01	改訂番号	002
近郵船舶管理株式会社	制定日	2019.1.1	最新改訂日	2021.4.1
標題	第1章	安全管理方針	ページ数	1頁

船舶運航管理の理念とその実現のための方策

近郵船舶管理株式会社は、船舶の安全運航及び環境保護に関し、我社船舶管理業務が、信頼性のある品質を保有している事を保証するために、次の基本方針を策定した。

【基本方針】

海上における船舶の安全、人命の損失及び傷害・疾病の予防、海洋環境及び財産の損害回避を確保する為、会社の全力を傾注する。

【船舶の種類】

その他の貨物船（内航ロールオン・ロールオフ貨物船）

本方針を達成するため当社は、関係国内法及びその他海事関係機関によって勧告される指針並びに基準へ配慮し、国際安全管理コードに準拠した安全管理システムを確立した。

安全管理の目的として、下記事項に関しては特に留意するものとする。

1. 船舶運航時の安全な業務体制及び安全な作業環境の確保
2. 船舶、人員及び環境について識別された全てのリスクの評価を行い、適切な予防措置の確立
3. 安全及び環境保護に関する緊急事態への準備を含めた陸上及び船上の要員の安全管理技術の継続的改善
4. 適用される強制規則の遵守
5. 「人」の適格性の管理

会社は、船舶管理実務に精通し、かつISMコードに定められる Designated Person としての要求事項を満たす者として、船舶部管掌取締役を SMS 管理責任者に任命し、SMS 全体の運用管理に当たらせる。会社は SMS の適正かつ効果的な運用を維持するために適正な人員を選任・配置するとともに、必要な資源を供給し、SMS 管理責任者を全面的に支援する。また、会社はこの者に当該業務遂行に必要な権限を与える。

会社は安全運航と環境保護確保に関する会社の理念の実践のために、船上における最高責任者として船長を指名し、必要な権限を与える。

会社は船長がこれらの職務を遂行することを全面的に支援する。

会社は陸上の全従業員及び管理船舶の船長以下全船員がこの方針を遵守することを要請する。

2021年4月1日

関 光太郎

近郵船舶管理株式会社 代表取締役社長